



発行 新潟県
号外 1
平成30年10月19日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 42 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 43 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(情報政策課)
- 44 新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(消費者行政課)
- 45 新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例(産業政策課)
- 46 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 47 新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 48 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部を改正する条例(議事調査課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第42号）

1 選挙運動用ビラの作成の公費負担

公職選挙法の改正により都道府県の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されたことに伴い、新潟県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担に関して、その公費負担額、支払手続等必要な事項を定めることとしました。(第6条及び第8条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年3月1日から施行することとしました。

◇新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

1 個人番号の利用範囲の改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を踏まえ、同法に基づき条例で定める個人番号を利用することができる事務に、生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務を追加する等の改正をすることとしました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第44号）

1 基金の設置期間の延長

消費生活に関する相談が複雑化するとともに、高度な専門知識が必要とされる相談が増加していることに鑑み、引き続き消費者行政の強化を図るため、新潟県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第46号）

1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の特例の認定等に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

2 手数料の改正

建築基準法の改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の特例に係る認定申請手数料等を定めることとしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 手数料の改正

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料等について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、積算根拠を見直し、手数料の額を引き下げることにしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第48号）

1 特定野生鳥獣の追加

野生鳥獣の生息状況や農作物の被害状況を踏まえ、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びムクドリを特定野

生鳥獣に追加することとしました。(第2条関係)

2 県が実施する施策の追加

特定野生鳥獣の管理及び有効活用の一層の推進を図るため、県が実施する施策に特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関することを追加することとしました。(第9条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第42号

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ(新潟県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (選挙運動用ビラの作成の公費負担) | (選挙運動用ビラの作成の公費負担) |
| 第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、 <u>当該各号に定める枚数</u>)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 | 第6条 候補者(新潟県知事の選挙の場合に限る。)は、第8条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、 <u>同号に定める枚数</u>)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 |
| (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) | (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) |
| 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認し | 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、 |

たものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) (略)

第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される新潟県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

新潟県条例第43号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---|--|--|
| (趣旨) | | (趣旨) | |
| <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第10号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | | <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第9号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | |
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 執行機関 | 事務 | 執行機関 | 事務 |
| (略) | | (略) | |
| 4 知事 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 4 知事 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| (略) | | (略) | |
| 別表第2（第2条関係） | | 別表第2（第2条関係） | |
| 執行機関 | 事務 | 執行機関 | 事務 |
| 知事 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 | 知事 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 |
| | 特定個人情報 | | 特定個人情報 |
| | (略) | | (略) |
| | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> | | |
| | (略) | | (略) |
| | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学 | | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関す |

| | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|--|
| に関する事務 であって規則 で定めるもの | 準備給付金の支給に関する情報 であって規則で定めるもの (略) | に関する事務 であって規則 で定めるもの | る情報であって規則で定めるもの (略) |
| | 労働施策の総合的な推進並びに 労働者の雇用の安定及び職業生 活の充実等に関する法律(昭和 41年法律第132号)による職業転 換給付金の支給に関する情報で あって規則で定めるもの (略) | | 雇用対策法(昭和41年法律第132 号)による職業転換給付金の支 給に関する情報であって規則で 定めるもの |
| | (略) | | (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第44号

新潟県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

新潟県消費者行政活性化基金条例(平成21年新潟県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 附 則 | 附 則 |
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 この条例は、 <u>平成33年12月31日</u> 限り、その効力を失う。 | 2 この条例は、 <u>平成30年12月31日</u> 限り、その効力を失う。 |
| 3 (略) | 3 (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第45号

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例（平成20年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（求償権の放棄等の承認）</p> <p>第3条 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。この場合において、当該放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認めるときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第135条第1項</u>に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法<u>第140条第1号</u>に規定する出資の業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(3)・(4) （略）</p> | <p style="text-align: center;">（求償権の放棄等の承認）</p> <p>第3条 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。この場合において、当該放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認めるときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第128条第1項</u>に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法<u>第133条第1号</u>に規定する出資の業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(3)・(4) （略）</p> |

附 則

この条例は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）附則第1条第2号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第46号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の<u>付加</u>、<u>法第43条第3項</u>の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の<u>付加</u>並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(法第43条第2項第2号の許可を受けた建築物に対する適用除外)</p> <p>第3条 <u>法第43条第2項第2号</u>の許可を受けた建築物については、第10条、第11条、第14条、第17条及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第4条 法第85条第5項又は第6項の<u>仮設興行場等</u>で特定行政庁がその建築を許可するものについては、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(市町村の条例との関係)</p> <p>第22条 法第39条、第40条、<u>第43条第3項</u>若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあっては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の<u>附加</u>、<u>法第43条第2項</u>の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の<u>附加</u>並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(法第43条第1項ただし書の許可を受けた建築物に対する適用除外)</p> <p>第3条 <u>法第43条第1項ただし書</u>の許可を受けた建築物については、第10条、第11条、第14条、第17条及び第19条の規定は、適用しない。</p> <p>(仮設建築物に対する適用除外)</p> <p>第4条 法第85条第5項の<u>仮設建築物</u>で特定行政庁がその建築を許可するものについては、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(市町村の条例との関係)</p> <p>第22条 法第39条、第40条、<u>第43条第2項</u>若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合にあっては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。</p> |

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)～(15) (略)

(15)の2 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(16) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(17)～(46) (略)

(47) 法第85条第3項、第5項又は第6項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(48)～(57) (略)

2 (略)

別表（第28条関係）

| 手数料を納めなければならない者 | 手数料の額 |
|---|----------------|
| 1 (略) | (略) |
| 1の2 <u>法第43条第2項第1号の規定により建築の認定の申請をしようとする者</u> | 1件につき 27,000円 |
| 2 <u>法第43条第2項第2号の規定により建築の許可の申請をしようとする者</u> | (略) |
| 3～28 (略) | (略) |
| 29 <u>法第85条第5項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者</u> | (略) |
| 29の2 <u>法第85条第6項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者</u> | 1件につき 160,000円 |
| 30～40 (略) | (略) |

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)～(15) (略)

(16) 法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(17)～(46) (略)

(47) 法第85条第3項又は第5項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付

(48)～(57) (略)

2 (略)

別表（第28条関係）

| 手数料を納めなければならない者 | 手数料の額 |
|--|-------|
| 1 (略) | (略) |
| 2 <u>法第43条第1項ただし書の規定により建築の許可の申請をしようとする者</u> | (略) |
| 3～28 (略) | (略) |
| 29 <u>法第85条第5項の規定により仮設建築物の建築の許可の申請をしようとする者</u> | (略) |
| 30～40 (略) | (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第47号

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例（平成29年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|-------------------------|------------------------------|-------------------------|---|-------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| 手数料を納めなければならない者 | 名称 | 区分 | 手数料の額 | 手数料を納めなければならない者 | 名称 | 区分 | 手数料の額 |
| 1 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑賃貸住宅事業の登録を受けようとする者 | 住宅確保要配慮者円滑賃貸住宅事業登録申請手数料 | (1) 登録する住宅の戸数が1戸の場合 | 1件につき <u>700円</u> | 1 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑賃貸住宅事業の登録を受けようとする者 | 住宅確保要配慮者円滑賃貸住宅事業登録申請手数料 | (1) 登録する住宅の戸数が1戸の場合 | 1件につき <u>7,300円</u> |
| | | (2) 登録する住宅の戸数が2戸以上5戸未満の場合 | 1件につき <u>800円</u> | | | (2) 登録する住宅の戸数が2戸以上5戸未満の場合 | 1件につき <u>8,300円</u> |
| | | (3) 登録する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合 | 1件につき <u>900円</u> | | | (3) 登録する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合 | 1件につき <u>10,100円</u> |
| | | (4) 登録する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合 | 1件につき <u>1,000円</u> | | | (4) 登録する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合 | 1件につき <u>11,900円</u> |
| | | (5) 登録する住宅の戸数が20戸以上40戸未満の場合 | 1件につき <u>1,100円</u> | | | (5) 登録する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合 | 1件につき <u>12,400円</u> |
| | | (6) 登録する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合 | 1件につき <u>1,200円</u> | | | (6) 登録する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合 | 1件につき <u>13,200円</u> |
| | | (7) 登録する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合 | 1件につき <u>1,300円</u> | | | (7) 登録する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合 | 1件につき <u>14,000円</u> |
| | | (8) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合 | 1件につき <u>1,600円</u> | | | (8) 登録する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合 | 1件につき <u>16,200円</u> |
| 2 法第 | 住宅 | (1) 追加する住 | 1件につき | 2 法第 | 住宅 | (1) 追加する住 | 1件につき |
| | | (9) 登録する住宅の戸数が100戸以上の場合 | 1件につき <u>20,500円</u> | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|------------------------------|-----------------------------|-----------------|--|------------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------|
| 12条第1項の規定に基づく登録事項の変更(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の追加に係るものに限る。)を届け出ようとする者 | 確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料 | 宅の戸数が5戸未満の場合 | 300円 | 12条第1項の規定に基づく登録事項の変更(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の追加に係るものに限る。)を届け出ようとする者 | 確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料 | 宅の戸数が5戸未満の場合 | 1,800円 | |
| | | (2) 追加する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合 | 1件につき 500円 | | | | (2) 追加する住宅の戸数が5戸以上10戸未満の場合 | 1件につき 3,600円 |
| | | (3) 追加する住宅の戸数が10戸以上40戸未満の場合 | 1件につき 600円 | | | | (3) 追加する住宅の戸数が10戸以上20戸未満の場合 | 1件につき 5,400円 |
| | | (4) 追加する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合 | 1件につき 6,000円 | | | | (4) 追加する住宅の戸数が20戸以上30戸未満の場合 | 1件につき 6,000円 |
| | | (5) 追加する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合 | 1件につき 6,700円 | | | | (5) 追加する住宅の戸数が30戸以上40戸未満の場合 | 1件につき 6,700円 |
| | | (6) 追加する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合 | 1件につき 7,500円 | | | | (6) 追加する住宅の戸数が40戸以上50戸未満の場合 | 1件につき 7,500円 |
| | (5) 追加する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合 | 1件につき 900円 | | | (7) 追加する住宅の戸数が50戸以上100戸未満の場合 | 1件につき 9,700円 | | |
| | (6) 追加する住宅の戸数が100戸以上の場合 | 1件につき 1,200円 | | | (8) 追加する住宅の戸数が100戸以上の場合 | 1件につき 14,000円 | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第48号

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（平成26年新潟県条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>次に掲げる野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</u></p> <p>(1) <u>カワウ</u> (2) <u>ハシボソガラス</u> (3) <u>ハシブトガラス</u> (4) <u>ムクドリ</u> (5) <u>ニホンザル</u> (6) <u>タヌキ</u> (7) <u>ツキノワグマ</u> (8) <u>ハクビシン</u> (9) <u>イノシシ</u> (10) <u>ニホンジカ</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものとして規則で定める野生鳥獣</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、<u>捕獲等をした特定野生鳥獣が自然の恵みであるという認識の下に、これを食品、肥料等としてできる限り有効に活用することをいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(特定野生鳥獣関係団体の役割)</p> <p>第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その<u>管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等</u>特定野生鳥獣の</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>カワウ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカその他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</u></u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、<u>捕獲等をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(特定野生鳥獣関係団体の役割)</p> <p>第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用</p> |

| | |
|--|---|
| <p>管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> | <p>に資する取組を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> |
|--|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例による改正後の新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。